

情報ひろば 12月

福祉

高齢社会課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

【応急軽度家事援助事業】
ひとり暮らしの高齢者などが、本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助をする家事援助員を派遣 ②おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者 料 30分あたり80円（1ヵ月11時間以内）

【生活管理指導短期宿泊サービス】
養護老人ホームに宿泊し、生活習慣等の指導、体調の調整を図るサービス
▽利用施設：養護老人ホーム鳥取市なごみ苑(的場二丁目) ▽利用日数：年21日まで ②生活機能の低下が認められ、要介護・要支援の状態になるおそ

【認知症の人と家族の集い】毎月第2金曜日開催
12月11日(金) 10:00~12:00
所 ささなか会館(富安二丁目)
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。

【認知症の相談】
認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)
毎週月~金 10:00~18:00
②08559-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
②08557-39-1151

農業委員会委員選挙人名簿登録申請の廃止

農業委員会法の改正により、農業委員の公選制が廃止され、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。このため、例年各農家より提出いただいていた「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」は送付しませんが、お知らせします。

なお、本市の任命制への移行は、現委員の任期満了後(平成29年7月)からとなります。
問 第二庁舎鳥取市農業委員会事務局
②08557-20-3369
②08557-20-3043

市税豆知識 会社などを退職した時は…

市・県民税は、前年の所得に対して課税されます。そのため、市・県民税が給与引き去り(特別徴収)されている人が退職した場合、残りの市・県民税の納付方法は次のようになります。

【6月~12月の退職】
退職時に一括納付する方法(退職する勤務先へ依頼してください)と、本人あてに送付する納税通知書で納付する方法(普通徴収)があります。

【1月以降の退職】
退職時に残りの税額を一括納付していただきます。一括納付できなかった場合は、本人あてに納税通知書を送付します。

退職後、すぐに新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を希望される場合には、退職する勤務先の担当者へ申し出て手続きを行ってください。

問 駅南庁舎市民税課 ②0857-20-3415 ②0857-20-3401

整骨院・接骨院の受けかた

整骨院・接骨院など、国家資格を持つ柔道整復師が施術を行う施設は医療機関ではありませんので、国民健康保険が使える範囲が限られています。

■保険適用となる場合

・骨折・脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要)捻挫、打撲、挫傷(肉離れなど)
※同じ負傷で、医療機関での治療と柔道整復師での施術を同時に受けた場合は、柔道整復師の施術は全額自己負担。

■保険適用とならない場合

・日常生活のなかの疲れ(筋肉疲労)や肩こり、スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛、神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)、脳疾患後遺症などの慢性病、加齢による腰痛や五十肩の痛み、症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術、交通事故の場合、業務上の負傷の場合

◆施術を受ける時の注意事項◆

- 負傷原因を正確に伝えましょう。
- 医療費支給申請書の内容をよく確認してから署名しましょう。
- 領収書は必ずもらって保管しておきましょう。
- ※長期間施術を受けても痛みが続く場合は、負傷が原因ではなく、病気が原因とも考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

国民健康保険料の納付期間変更のお知らせ

平成28年度より、国民健康保険料の普通徴収の納期を現在の8回から10回(6月~翌年3月)に増やす予定です。口座振替(全期前納及び期別振替)の人は、平成28年度以降は6月から引き落とし開始となる予定です。ご注意ください。

問 駅南庁舎保険年金課 ②0857-20-3482 ②0857-20-3047

平成27年度コミュニティ助成事業

次の事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業により、宝くじの助成金で整備したものです。

- 【防災資機材の整備】
容 気高町勝見自主防災会が防災力・防災意識の向上を図るため、防災資機材を整備。
整備内容：小型動力消防ポンプ他
問 本庁舎危機管理課



平成28年度鳥取市成人式

【公園遊具の整備】
容 用瀬町用瀬一区で世代間の交流促進と地域コミュニティの促進を図るため、用瀬公園に公園遊具を設置。
整備内容：スベリ台、スイング遊具、木製ベンチ、防球ネットなど
問 用瀬町総合支所地域振興課
②0858-87-2111
②0858-87-2270



お知らせ

【第7回三障がい啓発大会】
障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるための啓発大会を開催します。
時 12月8日(火) 13:30~15:30(受付開始13:00) 所 さわやか会館3階第一研修室 容 マ講演「心の健康とつながりのサポート」講師：山本恵子(鳥取青少年ピアサポート) マ講演「ベストフレンドの地域での支援活動について」講師：朝倉達夫(ベストフレンド)
【第7回三障がい啓発大会】
障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるための啓発大会を開催します。
時 12月8日(火) 13:30~15:30(受付開始13:00) 所 さわやか会館3階第一研修室 容 マ講演「心の健康とつながりのサポート」講師：山本恵子(鳥取青少年ピアサポート) マ講演「ベストフレンドの地域での支援活動について」講師：朝倉達夫(ベストフレンド)

除雪応援隊の派遣

ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出ができない世帯の孤立化を防ぐため、地域における除雪体制を整つための間、市職員で編成した除雪応援隊を派遣 ②避難行動要支援者制度に登録されている世帯 ②避難行動要支援者に準ずる人として認められる世帯 ③積雪量が50センチ以上であり、本人や家庭、地域で除雪できない場合に玄関から公道まで ※駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。 ④電話にて問い合わせ先まで ※受付時間：平日の8:30~15:00 ※除雪実施は、申込日の翌日以降の平日(午前中)とします。 ※積雪前の事前予約は行いません。

障がい福祉課からのお知らせ

【障がい者週間とは】
毎年12月3日から9日まで、障がい者週間です。「障がい者週間」は、

ささなか会館クリスマスイベント

12月1日(火)~21日(月)9:00~21:00 所 ささなか会館1階ロビー
容 会場内に隠れているサンタクロースを探して、人数を応募箱に投函してください。抽選で10人にクリスマスケーキをプレゼント。
問 ささなか会館
②0857-29-7151
②0857-29-7153

国民に広く障がいのある人の福祉について関心と理解を深めること、また、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者基本法」に基づき設定されました。

みなさんも、この「障がい者週間」をきっかけに、誰もが尊重され安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざして、こころの輪をひろげましょう!!

【第7回三障がい啓発大会】

障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるための啓発大会を開催します。

時 12月8日(火) 13:30~15:30(受付開始13:00) 所 さわやか会館3階第一研修室 容 マ講演「心の健康とつながりのサポート」講師：山本恵子(鳥取青少年ピアサポート) マ講演「ベストフレンドの地域での支援活動について」講師：朝倉達夫(ベストフレンド)